

関東ソフトボール協会役員旅費等規程(案)

関東ソフトボール協会 理事長

I 交通費・日当

1 交通費が支払われる場合と支給する団体

(1) 国スポ関東地区予選

① 会長及び理事長を派遣し、交通費・日当は関東ソフトボール協会が支給する。

② 審判委員長・記録委員長を派遣し、交通費・日当は関東ソフトボール協会が支給する。

③ 審判員・記録員を派遣し、交通費・日当は派遣元の都県協会が支給する。

派遣人数は、開催地以外の都・県より1名(次年度開催都県は審判員2名)とする。

(2) 関東ソフトボール協会の以下の大会・会議に役員派遣を行い交通費・日当を支給する。

① 関東高等学校

ア 会長又は理事長の内1名を派遣し、交通費・日当は関東ソフトボール協会が支給する。

イ 審判委員長・記録委員長を派遣し、交通費・日当は開催地高体連が支給する。

ウ 審判員・記録員を派遣し、交通費・日当は派遣元の都県高体連が支給する。

派遣人数は、開催地以外の都・県より1名を派遣とする。

エ 派遣日数は2泊3日とする。なお、派遣日数が開催地(主管他)の都合により予定日数を超過したときは、開催地が超過日数分の日当を支給する。

② ①以外の関東大会

ア 関東大会及び関東地区予選会の内「大学選手権」「関東中学校」には、会長または理事長の内1名を派遣する。交通費・日当は関東ソフトボール協会が支給する。

(他大会について会長・理事長は任期中全都県に最低1回派遣とする。)

イ 審判委員長・記録委員長を派遣した場合は、交通費・日当は関東ソフトボール協会が支給する。(審判委員長・記録委員長は任期中全都県に最低1回派遣とする。)

ウ 審判員・記録員を派遣依頼をした場合は、交通費・日当は開催地が支給する。

③ 理事会

ア 理事の交通費・日当は、理事所属の都県協会が支給する。

イ ただし、関東事務局長・事務局次長については、交通費・日当は関東ソフトボール協会が支給する。また、同じ日同じ場所で複数の会議が行われる場合の交通費・日当の支給は1回分とする。

④ 常務理事会

ア 常務理事の交通費・日当は、常務理事所属の都県協会が支給する。

イ ただし、関東事務局長・事務局次長については、交通費・日当は関東ソフトボール協会が支給する。また、同じ日同じ場所で複数の会議が行われる場合の交通費・日当の支給は1回分とする。

⑤ 専門部総会

ア 専門委員会・総会出席者の交通費・日当は、専門委員所属の都県協会が支給する。

イ ただし、関東事務局長・事務局次長については、交通費・日当は関東ソフトボール協会が支給する。また、同じ日同じ場所で複数の会議が行われる場合の交通費・日当の支給は1回分とする。

(3) 伝達講習会

① 会長又は理事長の内1名を派遣し、交通費・日当は関東ソフトボール協会が支給する。

② 審判委員長・記録委員長を派遣し、交通費・日当は関東ソフトボール協会が支給する。

(4) 認定会(関東管内で実施する二種認定会)

① 審判委員長・記録委員長を派遣し、交通費・日当は開催地が支給する。

※委員長代理として審判・記録副委員長を派遣する場合も上記同様とする。

② 認定委員を派遣し、交通費・日当は開催地が支給する。

(5) 関東ソフトボール協会以外の大会・会議に役員派遣の場合

① 全国大会

全国大会に開催地が審判員・記録員を派遣依頼した場合、交通費・日当は開催地が支給する。

② その他、旅行命令権者が大会派遣及び会議への派遣を認めた場合

交通費・日当は関東ソフトボール協会が支給する。

※ 関東協会・開催地負担の日当は2千円(1日)とする。

2 交通手段の種類及び交通費について

(1) 鉄道を原則とする。

旅客運賃は、出発地から最寄り駅間の実費。特急料金は、利用区間片道50km以上の場合の支給を原則とする。

(2) 旅行命令権者が認めた場合次の交通手段をとることができる。

① 航空機

用務の内容・日程等を勘案して、会長が航空機を利用することが経済的かつ合理的な経路及び方法と認める場合は、航空機を利用できる。実費を支給する。

② その他経済的かつ合理的な経路及び方法と旅行命令権者が認めた交通手段実費を支給する。

関東ソフトボール協会役員旅費等規程(案)

関東ソフトボール協会 理事長

II 宿泊費

1 宿泊費が支払われる場合と支給をする団体

(1) 国スポ関東地区予選

- ① **会長・理事長の宿泊費は関東ソフトボール協会が負担する。**
- ② 審判委員長・記録委員長の宿泊費は開催地が負担する。
- ③ 審判員・記録員の宿泊費は派遣元の都県協会が支給する。
開催地以外の都・県より1名(次年度開催都県審判員は2名)を派遣とする。
派遣日数は2泊3日とする。なお、派遣日数が開催地(主管他)の都合により予定日数を超過したときは、開催地が超過日数分の宿泊費を負担する。

(2) 関東ソフトボール協会の以下の大会・会議に役員派遣を行い宿泊費を支給する。

① 関東高等学校

- ア 会長又は理事長の内1名の派遣は、日帰りを基本とする。
- イ 審判委員長・記録委員長の宿泊費は開催地高体連が支給する。
- ウ 審判員・記録員の宿泊費は派遣元の都県高体連が支給する。
開催地以外の都・県より1名を派遣とする。
派遣日数は2泊3日とする。なお、派遣日数が開催地(主管他)の都合により予定日数を超過したときは、開催地が超過日数分の宿泊費を負担する。

② ①以外の関東大会

- ア 会長又は理事長の内1名の派遣は日帰りを基本とするが、宿泊した場合は関東ソフトボール協会が支給する。
- イ 審判委員長・記録委員長が宿泊した場合は、関東ソフトボール協会が支給する。
- ウ 審判員・記録員を派遣依頼をした場合の宿泊費は、開催地の都県協会が負担する。

③ その他、旅行命令権者が大会派遣及び会議への派遣を認めた場合 宿泊費は関東ソフトボール協会が支給する。

(3) 伝達講習会

- ① 会長又は理事長の内1名を派遣、宿泊費は開催地が負担する。
- ② 審判委員長・記録委員長を派遣し、宿泊費は開催地が負担する。

(4) 認定会

- ① 関東管内で実施する二種認定会は原則日帰りとする。
- ② 派遣認定委員が宿泊する場合、宿泊費は開催地が負担する。

(5) 関東ソフトボール協会以外の大会・会議に役員派遣の場合

- ① 全国大会
全国大会に開催地が審判員・記録員を派遣依頼した場合、宿泊費は開催地が負担する。
- ② その他、旅行命令権者が大会派遣及び会議への派遣を認めた場合
宿泊費は関東ソフトボール協会が支給する。

2 宿泊費

実費とする。

附則

この規約は、平成29年 4月 1日から施行する。

平成29年 6月10日 一部改定

令和 3年 4月10日 一部改定

令和 4年 6月11日 一部改定

令和6年 4月 6日 一部改定